

ファミリーサポートセンター ゆうすい

ファミリーサポートセンターゆうすいは、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）がセンターの会員となり、地域の中で、お互いに育児を支え合う活動を行う会員組織です。

会員の条件

《依頼会員》

- ①湧水町在住
- ② 生後3ヶ月～中学生までの子どもを持つ保護者
- ③ 母子健康手帳交付の日から出産後3ヶ月までの人
- ④ センターで実施する講習を受け登録した人

《提供会員》

- ①湧水町在住
- ②心身ともに健康で熱意を持って活動していただける20歳以上の方
- ③センターで実施する講習を受け登録した人

* 「依頼会員」と「提供会員」は、兼ねることができます

活動時間及び場所

《活動時間》 午前8時～午後7時まで

《育児支援》 提供会員宅、よしまつふれあいの家及びいきいきセンターくりの郷等

支援活動の内容

《預かり》 保育施設の開始時間までと終了後及び施設等が休みの時等

《送迎》 自家用車等を使用するときは、実費相当として使用距離が15キロ超過した場合150円、以降5キロを超過する毎に50円を加算した額を依頼会員が支払うものとする

《その他》 ファミリーサポートセンターで可能なもの

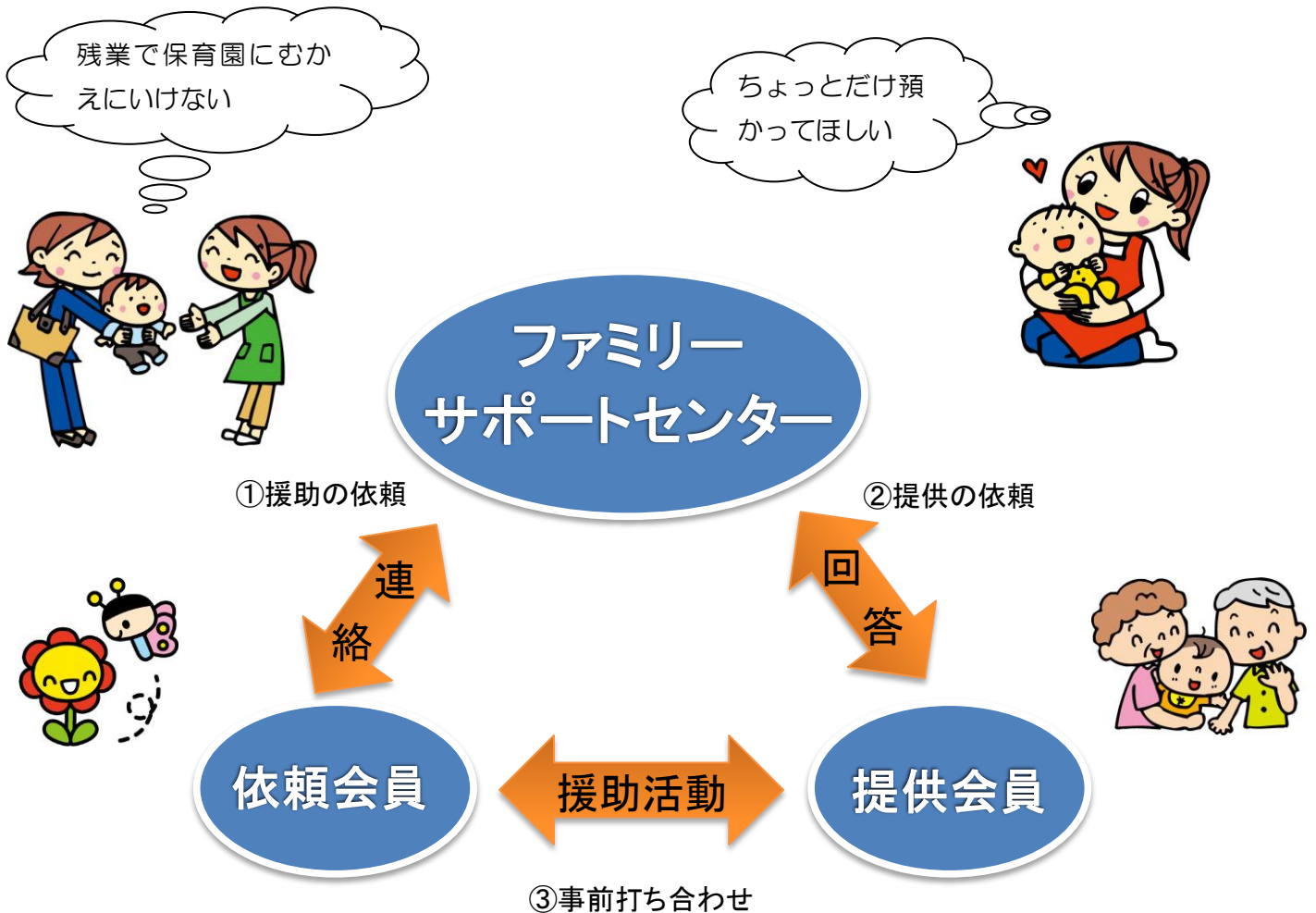
利用料等に関する基準

| 時間区分 | 利用料(30分ごと) |
|--|------------|
| 月曜日から金曜日まで(午前8時から午後7時まで) ただし、国民の休日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く | 300円 |
| 上記以外 | 350円 |

※現在、町の半額助成金があり150円となっていますが、無断でキャンセルした場合、町の助成金は対象とならないため、個人全額負担となります。

援助が必要になったら・・・

- ① 依頼会員がセンター（アドバイザー）に電話します。
- ② センター（アドバイザー）は提供会員に連絡します。
- ③ 提供会員は、依頼会員とアドバイザーと事前打ち合わせをして活動します。
- ④ 提供会員は、援助が終わったら活動報告書を書き、依頼会員と確認しファミリーサポートセンターへ提出します。
- ⑤ センターより提供会員へ支援料を支払います。



《連絡先》

〒899-6102 始良郡湧水町中津川447-4 (よしまつふれあいの家)
ファミリーサポートセンターゆうすい
電話：0995-75-2811
FAX：0995-73-7557

〒899-6104 始良郡湧水町川西3079-2 (シルバーケアセンター)
社会福祉法人 湧水町社会福祉協議会
電話：0995-75-2200
FAX：0995-75-2756